

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---------------------------------------|---|------------|--|--------------------|-------------------------------------|-----------|-----------|--------|----------|---------|---------------|---------|---------------------|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 令和4年度マルチペイメントネットワークに係る共通ソフトウェアの保守業務 | 支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 片淵 仁文 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 | 令和4年4月1日 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3 豊洲センタービル | 9010601021385 | 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 2,653,200 | 2,653,200 | 100.0% | | | | | |
| 令和4年度分労働保険徴収関係業務用紙(通番50他2件)に係る発送業務 | 支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 片淵 仁文 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 | 令和4年4月1日 | 株式会社ベア 東京都町田市市中町3-11-20 | 1012301009957 | 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 3,455,720 | 2,900,000 | 83.9% | | | | | |
| 令和4年度労働保険徴収業務用紙の保管・管理・発送業務 | 支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 片淵 仁文 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 | 令和4年4月1日 | 株式会社内山回漕店 東京都千代田区内神田2-12-5 | 7010001011328 | 会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第8号 | 2,174,920 | 1,597,200 | 73.4% | | | | | |
| 労働保険料等の口座振替納付に関する委託 | 支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 片淵 仁文 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 | 令和4年4月1日 | 一般社団法人全国銀行協会 東京都千代田区丸の内1-3-1 他7者 | 1010005016782 他 | 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 9,668,260 | 単価のみの契約 | | | | | | 8者と契約 @11円、80.3円 |
| 労働保険事務組合業務支援ソフトウェアの運用・保守等業務及びヘルプデスク業務 | 支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 片淵 仁文 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 | 令和4年4月1日 | 株式会社TSP 東京都渋谷区道玄坂1-10-5 | 1011001014417 | 会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条の2 | 8,424,131 | 8,360,000 | 99.2% | | | | | |
| 雇用保険印紙の製造 | 支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 片淵 仁文 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 | 令和4年7月15日 | 独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-5 | 6010405003434 | 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 2,723,816 | 2,723,816 | 100.0% | | | | | 単価契約 @5.55881円 |
| 電算棟の電動式移動棚の修理 | 支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 片淵 仁文 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 | 令和4年10月3日 | 株式会社文祥堂 東京都中央区銀座3-4-12 | 6010001055730 | 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 4,994,000 | 4,994,000 | 100.0% | | | | | |
| 帳票種別305 組様式第6号(甲)(保険料・一般拠出金申告書内訳)の作成 | 支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 片淵 仁文 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 | 令和4年11月16日 | 株式会社太陽美術 東京都江東区清澄2丁目7番7号 | 6010601003790 | 会計法第29条の3第5号及び予算決算及び会計令第99条第2号 | 1,950,105 | 1,701,299 | 87.2% | | | | | |

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|---|-----------|--|---------------|-------------------------------------|------------|------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 労働局LAN更改に伴う統合ネットワーク機器移設等作業一式 | 支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 片淵 仁文 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 | 令和4年12月1日 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 | 7010001064648 | 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 49,082,000 | 49,082,000 | 100.0% | | | | | |
| 口座振替リーフレットの作成業務 | 支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 片淵 仁文 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 | 令和4年12月2日 | 株式会社木万屋商会 東京都中央区日本橋本町3丁目3番4号 | 9010001040886 | 会計法第29条の3第5号及び予算決算及び会計令第99条第2号 | 1,732,500 | 1,720,950 | 99.3% | | | | | |
| 帳票種別32701概算・確定保険料申告書(継続)(所掌1用)他1件の作成業務 | 支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 片淵 仁文 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 | 令和5年2月7日 | 株式会社木万屋商会 東京都中央区日本橋本町3-3-4 | 9010001040886 | 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 2,148,866 | 2,025,094 | 94.2% | | | | | |
| 帳票種別30822電子納付用納付書(領収済通知書)(期別・督促・機械印字用)(所掌1用)の作成業務 | 支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 片淵 仁文 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 | 令和5年2月7日 | 水三島紙工株式会社東京支店 東京都北区昭和町2-11-1 | 2120001016320 | 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 4,752,000 | 4,752,000 | 100.0% | | | | | |
| 図書「労働保険徴収関係法令集(令和5年版)」1,364部の購入 | 支出負担行為担当官 厚生労働省労働基準局 労働保険徴収課長 片淵 仁文 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 | 令和5年2月24日 | 株式会社労働法令 東京都中央区新川2-1-6 | 6010001071042 | 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 9,842,624 | 9,842,624 | 100.0% | | | | | |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。